

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 収 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか 1名

第12準備書面

2013(平成25)年1月22日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 寫 将 周

同 小 島 智 史

被告ら準備書面12に対して

1 被告の原告第11準備書面に対する反論における前提論理

(1) 原告は、第11準備書面において、水機構法施行令30条1項2号ロ、32条1項柱書の括弧書き、水機構法13条3項の括弧書き等を引用して、以下の主張をした。

本件導水路のような水機構法12条1号イの水資源開発施設については、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供しようとした者は、水資源開発基本計画(フルプラン)や事業実施計画にその利用が定められていたとしても、当該事業から撤退(当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供しようとしなくなる)することができ(水機構法施行令30条1項2号ロ、32条1項柱書の括弧書き、水機構法13条3項の括弧書き)、撤退のあった

ときは、当該事業実施計画は事業を縮小したものに変更あるいは廃止され（水機構法施行令30条1項2号ロ、32条1項柱書、水機構法13条1、3、6項）、当該事業実施計画に基づく費用負担義務はなくなり、支出義務なくなる。愛知県（企業庁）は、本件事業実施計画さらには木曾川水系プルプランの定めがあったとしても、自らの自由な判断によって本件導水路事業から撤退することができ、それによって愛知県（企業庁）も愛知県も本件事業実施計画の費用負担金の支出義務を負わなくなるのである。

(2) これに対して、被告は、準備書面12において、2(1)イで以下の反論をし、これを前提として、2(3)などのそれ以後の反論を行っている。

「水機構法施行令30条1項2号ロ、32条1項柱書の括弧書き、水機構法13条3項の括弧書きは、あくまで、事業実施計画の変更の際に事業からの撤退する場合のことを規定している条項であり、事業実施計画に反して事業から撤退できると記述されていない」（被告準備書面p3）。

被告のこの反論は、流水を水道等の用に供しようとする者の事業からの撤退は、その者の当該水資源開発施設の利用を内容としている当該事業実施計画の下ではできず、これを縮小変更する事業実施計画の変更において当該流水を水道等の用に供しようとする者の撤退が定められてなされる、ということである。

2 水機構法令は事業実施計画の変更前の事業からの撤退を規定している

(1) 上記原告第11準備書面で水機構法13条3項括弧書きを引用しているように、当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、（その後の事情の変化により）当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しなくなるとしなくなることを「事業からの撤退」という。

事業からの撤退につき、上記のように原告が引用し被告も引用する水機構法施行令30条1項2号ロ、32条1項柱書の括弧書きは以下のとおり規定している（下線は原告代理人）。

[水機構法施行令30条1項2号ロ] （事業の縮小変更の場合）

法第13条第1項の事業実施計画の変更の場合であって当該変更前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の水道等共同施設に係る費用の負担について次項の規定（原告代理人注・水道等撤退負担金の規定）に

より算出した額

[32条1項柱書の括弧書き] (事業の廃止の場合)

水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合において、法第25条第2項の規定により流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。以下この条において同じ。）

(2) 上記下線部のように、事業からの撤退による事業実施計画の縮小変更あるいは廃止は事業からの撤退をした者があってなされるのであり、事業からの撤退は、当該事業実施計画の変更あるいは廃止の前つまり当該事業実施計画の下でなされるのである。

原告が第11準備書面で水資源機構法施行令30条1項2号ロと32条1項柱書の括弧書きを引用しているのは、このことを示すためであった。

しかし、被告は、上記のように、事業実施計画の当該変更前に事業からの撤退をした者、あるいは事業の当該廃止前に事業からの撤退をした者と規定する水資源機構法施行令30条1項2号ロと32条1項柱書の括弧書きを引用しながら、「事業実施計画に反して事業から撤退できると記述されてはいない」と述べて、明文規定に反した矛盾していて誤った主張をしている。

以上のとおり、原告第11準備書面で述べたように、本件導水路のような水機構法12条1号イの水資源開発施設については、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供しようとした者は、水資源開発基本計画（フルプラン）の下で事業実施計画にその利用が定められているときに（定められていたとしても）、当該事業から撤退することができるのである。

(3) 事業からの撤退がなされたことにより、当該事業実施計画は事業の一部が欠けることになる。事業から撤退した者は当該事業実施計画に基づく費用負担義務がなくなる（当該事業実施計画の事業費のうち、縮小変更後の事業において不要とならないものは変更後の事業費となり、不要となるものは水道等撤退負担金として費用負担するので、当該事業実施計画の下で支払った費用負担金は返還されるが、それはこのことの裏返しである）。そして、当該事業実施計画は、そのままでは事業を維持することができないので、事業を継続するためには事業を縮小したものに事業実施計画は変更、場合によっては事業は廃止される（水

機構法13条1、6項)。この事業実施計画の変更あるいは事業の廃止において、事業から撤退した者の水道等撤退負担金、その他の流水を水道等の用に供しようとする者の水道等負担金および治水交付金が定められる（水機構法施行令30条2項、32条2項、30条1項2号、32条1項、21条）。

水機構法13条3項は、「当該事業実施計画の変更に際し、事業からの撤退をする者の意見を聴くとともにその費用負担についての同意を得なければならない」と規定しているが、これは、上記のように、事業からの撤退があったときは、当該事業実施計画は、事業の一部が欠け、そのままでは事業を維持できないので、事業を縮小して、縮小後の水道等負担金と事業から撤退した者の水道等撤退負担金等を定めた内容に変更されるので、「当該事業実施計画の変更に際し」と規定しているのである。

もし、事業からの撤退が事業実施計画の変更の内容となるのであれば、「当該事業実施計画の変更において事業からの撤退をする者」のように事業からの撤退が変更の内容であることを示す文言になる。そうではないから、変更の時期を意味する当該事業実施計画の「変更に際し」となっているのである。

(4) 以上のとおり、被告の準備書面12・2(1)イの反論は全く誤っている。また、これを前提とする2(3)などの以後の反論は何の意味もない。

3(1) 上記のように、当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者は、当該事業実施計画の下で、その後の事情の変化により、当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなる「事業からの撤退」ができる。

愛知県は、木曾川水系フルプランや本件事業実施計画の記載があったとしても、これらに拘束されることなく、その後の事情の変化つまり現時点までの実績事実に基づいて徳山ダムに確保される水道用水に需要があつて本件導水路事業が必要かを、自由に独自に判断して、事業からの撤退ができるのである。また地方財政法4条1項および地方自治法2条14項によって判断をしなければならないのである。

徳山ダムに確保される愛知県水道用水は甲24等で明らかのように2010年までの実績事実から需要は認められず、現時点において、本件導水路事業は、

必要性を基礎づける最も重要な事実が欠けており、必要性が認められない。

したがって、第10準備書面第1①で述べたように、本件導水路事業は必要性が認められないので、愛知県（企業庁）がその目的について公金を支出することは、必要性のないものに対する支出であって財産的損害を発生させ、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない地方財政法4条1項および地方自治法2条14項の違反となり、財務会計法規上違法となる。愛知県（企業庁）は、以後の支出の中止つまり本件導水路事業からの撤退をしなければならない。

これにより、愛知県（企業庁）は、本件事業実施計画に基づく費用負担金の支払い義務はなく、後に変更される事業実施計画に費用負担の同意に基づいて定められた水道等撤退負担金の支払い義務があるだけである。

(2) 被告は、上記原告の主張を、準備書面12・2(2)において、本件フルプラン（木曾川水系フルプラン）が違法であることを前提として愛知県に本件導水路事業からの撤退義務があるかの如くいうと述べて、行政機関内部ないし相互の行為で行政行為でもない木曾川水系フルプランにつき、行政行為の違法判断に関する最高裁判例を引用して縷々反論を展開している。

これは、行政行為とは何かについての行政法理論を知らないばかりか、原告は被告がどのような主張はしておらず、上記原告の主張と水機構法令の事業からの撤退ルールを全く理解していないものである。

被告の反論は、反論として何の意味もない。